当契約書の記載内容について、必要に応じ内容を修正して使用してください。

**自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（例）**

　○○○○　(以下「甲」といいます｡)と○○保安法人株式会社　(以下「乙」といいます｡)とは、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり契約を締結します。

第１条（契約対象電気工作物の概要）

　　契約対象電気工作物の概要は次のとおりとします。

　(1) 　　○○○○○○○○○○　○○○○

　(2) 事業場の所在地　　○○県○○市○○町○－○－○

　(3) 需要設備

　　ア．設備容量　　　　　　　　○，○○○ キロボルトアンペア

　　イ．受電電力　　　　　　　　○，○○○　　キロワット

　　ウ．受電電圧　　　　　　　　○，○○○　　ボルト

　(4) 非常用予備発電装置

　　ア．発電機定格容量　　　　　　　○○○　　キロボルトアンペア

　　イ．発電機定格電圧　　　　　　　○○○　　ボルト

　　ウ．原動機の種類　　　　　○○○○○○

　(5) 発電所

　　ア．発電機定格容量　　　　　　　○○○　　キロボルトアンペア

　　イ．発電機定格電圧　　　　　　　○○○　　ボルト

　　ウ．原動機の種類　　　　　○○○○○○

　(6) 配電線路

ア．電圧 ○○○　　ボルト

イ．亘長 ○○○　　メートル

第２条（委託業務の内容）

１　乙が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとします。

　(1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、保安規程のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言すること。

　(2) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲又はその従業者から受けた場合、乙は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故・故障の原因が判明した場合、乙は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、乙は、甲に対し、事故報告するよう指示を行うこと。

　(3) 電気事業法第１０７条第４項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

　(4) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

　(5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。

(6) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びＯＦケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかの確認を行い、その結果について甲に報告すること。

２　前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は乙の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、乙はその記録を確認するものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととします。このほか、乙は当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとします。

　(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のア．からオ．までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

ア．建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条第３項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

イ．消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の３の３の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

ウ．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第４５条第２項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

エ．機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

オ．内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

(2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次のア．からオ．までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

ア．立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

イ．情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

ウ．衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

エ．機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

オ．立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

第３条（点検の頻度と監視装置）

１　第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検内容は保安規程によるものとし、点検の頻度は次のとおりとします。

　(1) 月次点検　　隔月１回以上

【停電による年次点検が１年に１回以上実施の場合の記載例】

 (2) 年次点検　　毎年１回以上（主として設備の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験）

【停電による年次点検が３年に１回以上実施の場合の記載例】

 (2) 年次点検Ａ　１年１回以上（主として設備の運転中に行う点検、測定及び試験）

 年次点検Ｂ　３年１回以上（主として設備の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験）

　(3) 臨時点検　　必要の都度

　(4) 工事期間中　毎週１回以上

　(5) 竣工検査　　必要の都度

２　上記点検のほか、甲及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、乙は点検を行うものとします。その際、告示第４条第８号ロに規定する需要設備に係る問診を遠隔地で行う場合にあっては、設置者又はその従事者は、原則として現地にて問診を受けるものとする。

３　低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置（絶縁監視装置）を設置する場合、乙は警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は５０ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して５分以上受信した場合又は５分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。）に、次の掲げる処置を行うものとします。

　(1) 乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

　(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を３年間保存する。

第４条（委託手数料）

１　第２条第１項第１号から第３号に掲げる業務に対する手数料は、次のとおりとします。

　　ただし、第２条第１項第１号に定める業務を平日の乙の執務時間以外に実施する場合の手数料は、別に乙の定める規定によりその都度算定します。

　　 基準月額手数料　（　　＊＊，＊＊＊円　　）（消費税を含む。）

２　前項以外の手数料は、乙の別に定める規定によりその都度算定します。

第５条（支払条件等）

１　甲は次の支払条件のいずれかにより、前条の手数料を乙に支払うものとします。

なお、新規契約時及び契約内容変更等の初回支払い日は、乙の指定した日とします。

　(1) 毎月払い　前条手数料を毎月月末までに支払うものとします。

　(2) ６か月前払い　前条手数料の６か月分を○月○日及び○月○日までに支払うものとします。この場合、前払い割引きとして基準月額手数料から○％を割引くものとします。

　(3) １か年前払い　前条手数料の１２か月分を○月○日までに支払うものとします。この場合、前払い割引きとして基準月額手数料から○％を割引くものとします。

２　前条第２項の手数料は、乙の指定する日までに支払うこととします。

　　なお、支払期限を超えた場合は、それぞれの割引は適用しないものとします。

３　甲の乙に対する支払いは、原則として乙の指定する金融機関に払い込むものとし、払込日をもって支払われたものとします。

４　前条第１項の手数料の支払いを、口座振替で支払う場合は、割り引きすることがあります。

５　契約が消滅し又は変更した場合は、必要に応じて手数料の精算をするものとします。

６　甲の申し出等により支払い条件を変更した場合は、前条に定める金額にかかわらず別に乙の定める規定により算定した委託手数料とします。（割引後手数料を記載した場合のみ必要）

７　前各項の手数料には、消費税法及び地方税法に定める税率で算定した消費税額を別途加算するものとします。

第６条（連絡責任者等）

１　甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

２　甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします｡

３　甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとします｡

４　甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとします。

５　甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第１種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

第７条（甲及び乙の協力及び義務）

１　甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、その意見を尊重するものとします。

２　乙は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

第８条（保安業務担当者の資格等）

１　甲は、乙の保安業務担当者が事業場において保安管理業務を行う際に面接等を行い、その者が委託契約書に明記された本人であることを確認することとします。また、保安業務担当者は、その身分を提示する身分証明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとします。ただし、緊急な場合を除くものとします。

２　乙の保安業務担当者は、甲の保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとします。

３　乙の保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。

４　乙の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

５　乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲にお知らせするとともに、甲は面接等により本人の確認を行うこととします。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とします。

第９条（記録の保存）

　　甲は、乙が行う保安管理業務の結果について、終了時に乙から報告を受けるとともに、実施者氏名及び点検結果等に係る記録を確認及び保存するもとのとします。

第10条（通知義務）

　　甲は電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

第11条（損害賠償）

　　乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

第12条（機密の保持）

　　乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとします。

第13条（契約期間内の更改）

 　甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。

　(1) 設備容量が変更された場合

　(2) 受電電圧が変更された場合

　(3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合

　(4) 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合

　(5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合

　(6) 甲が保安規程を変更する場合

　(7) 乙が保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等を変更する場合

第14条（契約の解除等）

１　次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。

　(1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合

　(2) 甲が手数料の支払いを遅滞した場合

２　前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、１箇月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。

３　契約書第１条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。

　(1) 廃止された場合

　(2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合

　(3) 一般用電気工作物となった場合

　(4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合

　(5) 太陽電池発電所の出力が5,000キロワット以上となった場合

　(6) 水力発電所、火力発電所及び風力発電所の出力が2,000キロワット以上となった場合

(7) 発電所（太陽電池発電所、水力発電所、火力発電所及び風力発電所を除く）の出力が1,000キロワッ

ト以上となった場合

　(8) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合

第15条（契約期間）

　　この契約の有効期間は、　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとします。

　　ただし、この保安管理業務の委託契約の期間満了までに、甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、１年間契約を継続するものとし、以後もこの例によるものとします。

第16条（契約事項等の解釈）

 　契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとします。

　以上契約の証として、この契約書を２通作成し、甲、乙が各１通を保有するものとします。

　　　年　　月　　日

　　　　委託者（甲）

　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　氏　名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 印 |  |

　　　　受託者（乙）

　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　氏　名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 印 |  |